

飲食店時短要請等協力金（第6期） 金額算定に関するQ&A

最終更新日 令和4年1月23日

最終更新日 令和4年2月10日

最終更新日 令和4年3月 7日

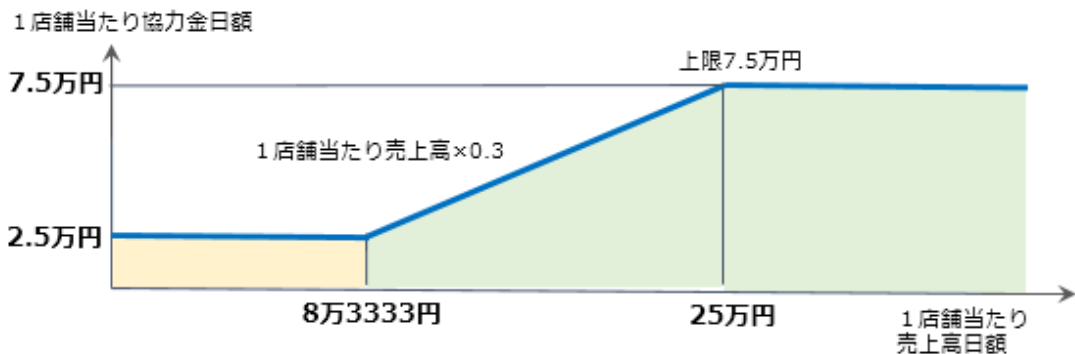
Q1 支給金額の計算方法は？（令和4年3月7日更新）

A1 (1) 21時までの時短営業等と(2) 20時までの時短営業等で次のとおりの計算方法になります。

- (1) みえリア認証店が21時までの時短営業を実施する場合
 (酒類提供可(持ち込みを含む))
 ※通常営業終了時刻が21時を越えている店舗に限る。

【中小企業の場合】売上高方式

令和3年、令和2年又は平成31年の1～3月の1日あたり売上高	～約8.3万円	約8.3～25万円	25万円～
協力金(日額)	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日	7.5万円/日



【大企業の場合】売上高減少額方式 ※中小企業(個人を含む)もこの方式を選択可

1日当たりの協力金額
 = 令和3年、令和2年又は平成31年1～3月と、令和4年1～3月を比較した場合の1日あたり売上高減少額×0.4
 ※上限額(1日あたり)
 20万円 又は 令和3年、令和2年もしくは平成31年1～3月の1日あたりの売上高×0.3 のいずれか低い額

●具体例

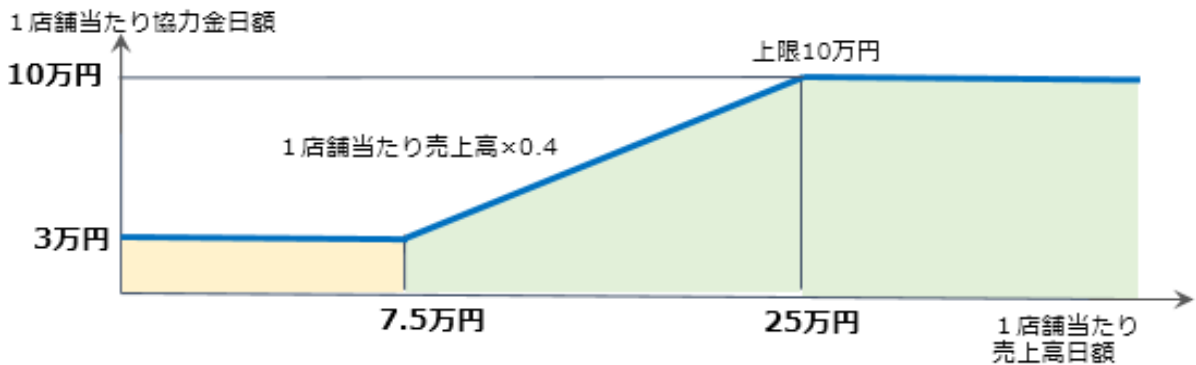
令和3年1～3月：1日あたり売上高40万円
 令和4年1～3月：1日あたり売上高20万円
 減少額：40万円－20万円＝20万円(減少していなければ申請できません)
 支給額：20万円×0.4＝8万円(①)
 上限額：20万円 又は 40万円×0.3＝12万円のいずれか低い額
 ⇒12万円(②)
 ⇒①が②を下回るため、8万円が1日あたりの支給額となる。

(2) みえリア認証店、非認証店が20時までの時短営業をする場合
(酒類提供不可(持ち込みを含む))

※通常営業終了時刻が20時を越えている店舗に限る。

【中小企業の場合】売上高方式

令和3年、令和2年又は平成31年の1～3月の1日あたり売上高	～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
協力金(日額)	3万円/日	3～10万円/日	10万円/日



【大企業の場合】売上高減少額方式 ※中小企業(個人を含む)もこの方式を選択可

1日当たりの協力金額
 = 令和3年、令和2年又は平成31年の1～3月と、令和4年1～3月を比較した場合の1日あたり売上高減少額×0.4
 ※上限額(1日あたり) 20万円

●具体例

令和3年1～3月：1日あたり売上高40万円

令和4年1～3月：1日あたり売上高20万円

減少額：40万円－20万円＝20万円(減少していなければ申請できません)

支給額：20万円×0.4＝8万円①

上限額：20万円 ⇒ 20万円②

※①が②を下回るため、8万円が1日あたりの支給額となる。

Q2 中小企業の場合、売上高を基準にする計算方式と、売上高減少額を基準にする計算方式の両方を選べるようになっているが、どちらを使った方がいいのか？

A2 売上高の減少幅が大きい場合など、減少額方式の方が、より大きい支給額となることもあります。どちらの方式を用いるかはご自身で判断をお願いします。

Q3 協力金の金額は円単位で計算されるのか？(令和4年2月10日更新)

A3 1日あたりの売上高の千円未満を切り上げて算定します。

例：1日あたり売上高95,000円で、21時までの時短営業を1/21～3/6

(45日間)まで実施した場合
 $(95,000円 \times 0.3) = 28,500円 \Rightarrow$ 千円未満切り上げ 29,000円
 \Rightarrow 支給額: $29,000円 \times 45日間 = \underline{1,305,000円}$

Q4 第6期の途中であんしん みえリア認証店に認証された場合はどうなるのか?

A4 あんしん みえリア認証の申請後、現地確認を行い適正であればその場で認証マークを交付しますので、その日から認証店としての取扱いとなります。
認証に伴って、21時までの時短に変更する場合は告知用貼紙の内容を変更して店舗入り口等に掲示し対外的に周知してください。(申請に必要となりますので、必ず変更前と変更後の写真を撮影してください。)
協力金額もその日から変更となります。
認証取得前に20時を越えて営業した場合は要請違反であり協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

Q5 あんしん みえリア認証店が6期の途中で時短営業時間を変更した場合はどうなるのか?

A5 お客様の混乱を避ける観点からも、最初に選択した時短内容を最後まで継続していただくようお願いします。
ただし、やむを得ず変更する場合は、貼り紙を変更して対外的に周知していただくとともに、変更前と変更後の両方の貼り紙の写真を撮影し、申請時に添付してください。(協力金の日額は提出された資料により判断します。)

Q6 時短要請対象となっている飲食店が休業した場合の協力金日額はどうなるのか?

A6 あんしん みえリア認証店、非認証店に関わらず、20時までの時短要請に応じた場合と同額の協力金を支給します。
(20時までの時短と酒類提供不可の両方の要件を満たしているとみなします。)

Q7 売上高は税抜と税込のどちらで計算するのか?

A7 税抜で計算してください。

Q8 売上高方式の場合、1日当たりの売上高はどのように算出するのか?

(令和4年3月7日更新)

A8 令和3年、令和2年又は平成31年分の売上台帳等に記載された、1～3月分の売上高÷該当年の1～3月合計日数で算出してください。

Q9 開業後1年を経過しておらず、前年度の売上高を計算できない場合、協力金の算定方法はどうか? (令和4年2月10日更新)

A9 当該店舗の運営事業者が中小企業か大企業かによって次のとおり算定してください。

【中小企業の場合：売上高方式】

開店日から各地域における第6期の時短要請開始日の前日までの期間の売上高を日数で割って1日当たりの売上高を算定してください。

●具体例

(令和3年12月1日開店し、21時までの時短営業を令和4年1月21日～3月6日(45日間)実施した場合)

令和3年12月1日から令和4年1月20日までの日数：51日

開店日から令和4年1月20日までの売上高：6,120,000円

売上日額：6,120,000円÷51日=120,000円

協力金額：120,000円×0.3×45日=1,620,000円

【大企業の場合：売上高減少額方式】

開店日から各地域における第6期の時短要請開始日の前日までの期間の売上高を日数で割った1日当たりの売上高と各地域の要請開始日から要請終了日までの1日当たりの売上高を比較し1日当たりの売上高が減少していた場合に申請が可能です。

●具体例

令和3年12月1日開店し、21時までの時短営業を令和4年1月21日～3月6日(45日間)実施した場合

令和3年12月1日から令和4年1月20日までの日数：51日

開店日から令和4年1月20日までの売上高：25,500,000円

要請前売上日額：25,500,000円÷51日=500,000円

要請期間中(令和4年1月21日～3月6日)売上高：18,000,000円

要請期間中売上日額：18,000,000円÷45日=400,000円

売上高減少額：500,000円－400,000円＝100,000円

支給額：100,000円×0.4＝40,000円

上限額：200,000円または500,000円×0.3＝150,000円
のいずれか低い額

※「支給額」で算出した額が「上限額」を下回るため、40,000円が1日当たりの支給額となる。

協力金額：40,000円×45日＝1,800,000円

Q10 前年度は個人事業主だったものが法人成りをした場合、個人事業主の時の売上高を基準にすることはできるか？

A10 事業の継続性が認められれば対象となります。

合併や事業承継などの場合も同様の扱いとなります。

Q11 中小企業が売上高減少額方式を利用した場合も、大企業と同様に上限20万円が適用されるのか？

A11 中小企業であっても、売上高減少額方式を利用して計算した場合、大企業と同様に上限額は、20万円が適用されます。

Q12 協力金の日額単価を計算する際に、売上高の全てを元に計算してよいか？算定に当たって除外しなければならないものはあるのか？

A12 以下に掲げるものは、飲食物の料金が含まれていない限り売上高から除外してください。なお、売上高は税抜額で計算してください（Q7参照）

- ① 宅配（デリバリー）や、持ち帰り（テイクアウト）を行っている場合、宅配や持ち帰り部門の売上
- ② 飲食店以外の施設・サービスを行っている場合、飲食店以外の部門の売上
- ③ 指名料、同伴料などの飲食物の料金を含まないサービス料等の売上
- ④ カラオケ設備利用料
- ⑤ 施設入場料などの施設の利用のための料金
- ⑥ 宿泊料
- ⑦ 会場設営費、衣装代、メイク代等
- ⑧ その他、飲食物の代金を含まないサービス料、売上高等

Q13 中小企業の場合、売上高方式と売上高減少額方式のいずれかを選択可とのことだが、店舗ごとにどちらの計算方式を選ぶか分けてもよいか？

A13 店舗ごとに計算方式を分けていただいても結構です。

**Q14 売上高を証明するためには、どのような添付書類が必要か？
（令和4年3月7日更新）**

A14 協力金の金額を、「前年、前々年又は前々々年の売上高」か「前年、前々年又は前々々年からの売上高減少額」に基づいて算定しますので、それらを証明する書類を添付していただきます。

具体的には、算定に必要な令和3年、令和2年又は平成31年の1月～3月分の売上台帳等の提出をお願いします。

なお、売上高方式の下限額（売上日額75,000円以下）で申請する場合、売上台帳の提出を省略することができます。

Q15 いわゆるみなし大企業は、大企業として扱うのか？

A15 中小企業として扱いますので、売上高方式、売上高減少額方式のいずれの方法で計算することも可能です。